

いわき移住活動支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この補助金は、移住希望者が仕事探し、住まい探し、移住に関する相談・生活環境調査等の活動を目的として福島県いわき市に滞在する際の宿泊費の一部を補助することにより、より多くの移住希望者がいわき市を訪問し、面談や体験等を通じていわき市に対する理解を深める機会を創出することで移住の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 いわき市への移住（二地域居住を含む）を希望又は検討している個人をいう。
- (2) 現地活動 移住希望者が行う仕事探し、住まい探し、移住に関する相談・生活環境調査等の移住に向けたいわき市への訪問活動をいう。

(補助内容)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助の条件、補助対象経費及び補助額等は別表に定めるとおりとする。

- 2 前項において、宿泊費を補助対象経費とする補助金等（以下「同様の補助金等」という。）を他に受けている場合は補助対象外とする。
- 3 同様の補助金等を申請中の場合は、当該補助金の交付申請を行うことは不可とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、出発日の10日前（土日、祝日、12月29日から翌年の1月3日までの間を除く。）までに、指定のweb専用フォームにより申込をしなければならない。

- 2 申請者は、出発日の3日前（土日、祝日、12月29日から翌年の1月3日までの間を除く、平日の8時30分から17時15分）までにIWAKIふるさと誘致センター（以下「センター」という。）職員とのオンラインによる面談を受け、現地活動の内容の確認を受けるものとする。

(実績報告)

第5条 申請者は、いわき市内での滞在期間の最終日(以下「基準日」という。)の翌日から10日を経過する日又は基準日の属する年度の次年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績を報告するとともに以下の各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の内訳が記載された書類及び領収書等の写し
- (2) 補助金の振込先口座の預貯金通帳の写し(インターネット専業銀行の場合は振込先口座を確認できる書類等の写し)
- (3) 移住活動報告書(第1号様式)

(補助金の一括交付申請補助金の一括交付申請)

第6条 生計をともにする家族が同一の活動を行う場合、第4条及び第5条に定める手続等を世帯主が一括して行うことができるものとする。

- 2 前項の規定に基づき、世帯主が一括して手続等を行う場合、第5条第1項に定める書類のほかに住民票謄本(世帯全員分の写し)を提出しなければならない。

附 附

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月25日から施行する。

別表（第3条関係）

<p>① 補助対象者</p>	<p>下記項目に全て該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いわき市の住民基本台帳に登録されていない移住希望者のうち、センターに相談登録し、かつ、第4条第2項に定める面談を実施した者 ・ 滞在期間中に移住活動（二地域居住を含む）（注1）を行う者 <p>（注1）移住活動（二地域居住を含む）の例 いわき市内における住まい探し、就職活動（企業訪問・面接等）、センター職員との対面相談、IWAKI移住サポーターによる個別相談、現地案内、その他IWAKIふるさと誘致センターが「移住活動」と認める活動</p>
<p>② 補助対象経費</p>	<p>宿泊費（いわき市内の宿泊施設に限る）（注2） （注2）キャンセル料、入湯税、駐車料金、各種追加サービス（ルームサービス料、冷蔵庫備え付けの飲料の追加等）、ポイント等の利用による差引額は補助対象外</p> <p>※ただし、宿泊費との内訳の区別ができない場合は補助対象とする。</p>
<p>③ 補助額</p>	<p>補助対象経費宿泊費の8割（円未満の端数切捨） 補助上限額 8,000円/泊 利用上限日数（1人当たり）3泊/年度</p>
<p>④ 利用不可の期間</p>	<p>お盆期間（8月13日から8月16日） 年末年始（12月29日から翌年1月3日）</p>
<p>⑤ その他</p>	<p>宿泊プランに含まれるサービスを利用しないことによる払い戻し等が発生する場合は、宿泊費から当該払い戻し等の金額を差し引いた金額を補助対象とする。</p>